

北区役所子育て相談業務会計年度任用職員要綱

(目的)

第1条 この要綱は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される北区役所子育て相談業務会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(任用)

第2条 会計年度任用職員の選考は、次の内容を総合的に勘案して行う。

- (1) 筆記試験
- (2) 面接

(再度の任用)

第3条 再度の任用を行う場合には、業務の状況、勤務実績等を勘案して判断するものとする。

(勤務時間)

第4条 勤務日数及び勤務時間等は下記のとおりとする。

- (1) 勤務日数
週 5 日勤務
- (2) 勤務時間
9 時 45 時から 16 時 30 分まで
- (3) 休憩時間
45 分

附 則

この要綱は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。